

令和元年12月6日 開会
令和元年12月18日 閉会
(定例第5回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第73号

令和元年第5回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月20日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和元年12月6日
 2. 場 所 南部町議会議場
-

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

令和元年 第5回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和元年12月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月6日 午後2時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第67号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 議案第68号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第69号 南部町公民館さいはく分館解体工事に関する契約の締結について
- 日程第8 議案第70号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第71号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第75号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第76号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(レストハウス・バーベキューハウス)
- 日程第16 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林総合利用促進施設)

- 日程第17 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）
- 日程第18 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）
- 日程第19 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）
- 日程第20 議案第82号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第83号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第84号 令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第85号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第67号 南部町教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 議案第68号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第69号 南部町公民館さいはく分館解体工事に関する契約の締結について
- 日程第8 議案第70号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第71号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第75号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第14 議案第76号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）
- 日程第16 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設）
- 日程第17 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）
- 日程第18 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）
- 日程第19 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）
- 日程第20 議案第82号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第83号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第84号 令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第85号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤原 宰君 書記 石賀 俊彰君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	松 田 繁君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	企画監	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	伊 藤 真君
町民生活課長	岩 田 典 弘君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	安 達 嘉 也君	人権・社会教育課長	角 田 有希子君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	岡 田 光 政君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	芝 田 卓 巳君	監査委員	仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月に入り、日に日に寒さが増し、冬の気配が漂ってまいりました。町民の皆様におかれましても、何かと多忙な毎日を過ごされておられることと存じます。

さて、近年におきましては、極端な気温の上昇、豪雨や豪雪などの自然の猛威に対し、常日ごろから災害に備えることが必要となってまいっております。本年を振り返ってみますと、本町におきましては、大きな災害の発生もなく安堵をしています。しかし、全国的には、台風、豪雨による災害が広域的に発生し、多くの死者や家屋の浸水、ライフラインの損壊により長期にわたる避難所生活を余儀なくされるなど甚大な被害を及ぼした1年でありました。

さて、厚生労働省は9月26日、全国1,455の公立病院や日赤などの公的病院のうち、診療実績が乏しいと判断した424の病院名を公表いたしました。高齢化で膨張する医療費の抑制のため、競合地域にある病院との再編・統合を促す必要があるとし、異例の対応に踏み切ったものであります。県内で対象となったのは、岩美、西伯、日南、済生会境港総合の4病院でありました。この決定には、個々の病院の特性、地域の状況が無視されている上、本年度末までに方向性、来年9月までに結論を求めているとされていますが、到底受け入れられるものではありません。

ん。地方の立場や意見を国に強く発言する必要があると考えています。

本定例会におきましては、条例の制定及び一部改正、補正予算等の議案を御審議いただく予定としております。

町長から後ほど議案の内容についての御説明がありますが、提出されています諸議案に対しまして慎重なる審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、さらなる御精励を賜り、町民の皆様の負託に応えられますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月議会の開会に当たり、町長として一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和元年第5回南部町議会定例会を招き招集しましたところ、御出席いただき開会できますことにお礼を申し上げます。

さて、本年を振り返りましても、日本列島を災害が襲う年だったと感じています。特に本年8月から10月にかけて、記録的な台風や豪雨により各地で甚大な被害が発生いたしました。これらの災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げる次第です。そして、一日も早い復旧・復興を祈念しております。

南部町では、全国町村会と連携し、10月28日から5日間、2名の職員を長野県飯山市に派遣し、復旧支援を行ってきたところでございます。近年災害は、頻発化、激甚化、広域化しており、私たちはこれまでの経験依存から脱し、近年発生した災害を教訓に、災害時の命を守る行動を改めて考え直さなければならないと考えています。

去る12月3日、南三陸町長、佐藤仁氏が本町に来町され、東日本大震災の支援についてお礼を述べられ、復興支援に行っていたいただいた職員とも面談いただき、ほぼ復興が完了したとの報告と、南部町に対して感謝状を頂戴いたしました。平成23年3月11日から8年半、全てが津波に流された絶望の中から、復興に心から敬意と祝意を申し上げた次第でございます。

次に、9月議会以降の消防団の出動についてでございますが、出動はございませんでした。しかし、これから、きょうも非常に寒い一日ですから、冬本番に向けて暖房等、火を扱う機会がふえます。町民の皆様には、改めて火の取り扱いには十分注意を払っていただきますよう、お願いをしたいと思います。

次に、人口動態について報告いたします。9月1日から11月末までに出生された方は16人、お亡くなりになった方は46人で行ってまいりました。誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念す

るとともに、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたします。11月末現在の南部町の人口は、1万769人でございます。高齢化率は36.40％となっています。

本定例会におきましては、令和元年度一般会計補正予算など19議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

午後2時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和元年第5回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、井田章雄君、12番、亀尾共三君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長からの報告を行います。

全国町村議会議長会創立70周年記念式典、第63回町村議会議長全国大会は、11月13日、東京のNHKホールで開催されました。

70周年記念式典は、松尾会長の挨拶の後、改革先進議会表彰、永年功労者表彰、特別功労者表彰があり、それぞれ受賞を受けられました。

来賓祝辞は、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、山東参議院議長、高市総務大臣、北村大臣、二階自民党幹事長、荒木全国町村会長がなされました。

次に、議長全国大会であります。議長団選出の後、議事として、令和2年度国の予算編成及び施策に関する要望として28項目、地区要望として9項目提案されました。

また、東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議が提案され、それぞれ全会一致で可決されました。

次に、第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会では8項目の要望が提案され、全会一致で議決されています。

資料は事務局に閲覧に付してありますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

次に、令和元年鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会であります。11月22日に開催されました。

会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案第9号から13号及び報告事項が上程されました。

組合事務一般に対する質問として、戸田議員、石橋議員の2名からの質問がありました。

議案は質疑の後、各常任委員会に付託され、議案第13号、決算の認定については、決算審査特別委員会が設置され、それに付託されています。その後、休憩が持たれ、その間、各常任委員会での議決がなされました。再開された本会議で、各委員長報告に対し質疑、討論があり、付託された議案は議決されました。なお、決算については、閉会中の継続審査となっています。

本会議終了後、ごみ処理施設等調査特別委員会が開かれました。一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定に係る報告について、エコスラグセンターの利活用の方策に係る検討結果について、組合文書外部流出に対するその後の対応状況についての3項目についての説明がありました。

資料は事務局で閲覧に付してありますので、ぜひごらんになっていただきたいと思います。

以上、議長からの報告を終わります。

続いて、議員からの報告を受けます。

まず、鳥取県町村議会議員研修会、三朝町でありました。井田副議長、よろしくお願いいたします。

井田副議長。

○副議長（井田 章雄君） 11番、井田でございます。報告いたします。

令和元年11月18日、三朝町総合文化ホールにおいて、令和元年度鳥取県町村議会議員研修会が開催され、本町議員も出席いたしました。

研修では、講師として、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏より、演題として「議会改革の到達点と課題～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～」ことの講演をいただき、引き続き、講師として、時事通信社解説委員、山田恵資氏より、演題として「日本の政局・政治の行方」について講演をいただき、研修を終えました。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、2019年度国際文化アカデミー研修「スポーツと地域の活性化」、荊尾芳之君、よろしくお願いいたします。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。9月30日から10月2日にかけて、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催されました、令和元年度「スポーツと地域の活性化」についての政策・実務研修に出席しましたので、報告をいたします。

最初に、スポーツ庁スポーツ戦略官で地域振興担当の坂本秀敬氏から「スポーツと地域の活性化」と題して、今回の研修の基本となる講義がありました。

まず、スポーツ庁について、わかっているようで余り知られていないスポーツ庁の位置ですが、文部科学省の外局として2つの庁が設置されています。一つは文化庁で、もう一つがスポーツ庁です。スポーツ庁は、平成27年10月に設置されました。そして、スポーツ庁がベースとしている法律がスポーツ基本法です。この基本法は、平成23年に制定されました。

スポーツ基本法の目的は、スポーツを通じて国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すことです。まさにスポーツを通じた地域活性化や経済活性化を図ることが重要な目的事項です。

現在、第2期のスポーツ基本計画が実施されています。2017年4月から2022年3月までの期間で、来年の2020年には東京オリンピックが開催されます。このスポーツ基本計画は、オリンピック後の期間を含め、5年間の日本のスポーツ事業を進める上で重要な指針としています。

この第2期スポーツ基本計画の中身としては、一つ、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支えるなどのスポーツ参画人口の拡大を図ること。

スポーツにかかわる人材の確保・育成を図ること、総合型地域スポーツクラブの中間支援組織を整備すること、学校施設やオープンスペースの有効活用を行うこと。

2つ目として、スポーツを通じた活力がありきずなの強い社会の実現を図ること。

スポーツを通じた健康増進を進めること、女性の活躍を促進することなど、スポーツの価値を具現化し、発信する。スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働を図り、必要があることなどが計画の重要な中身としています。

第2として、「スポーツで「社会を」を変える！」をテーマに、その具体的な施策としてスポーツツーリズムの推進を上げています。

スポーツツーリズムとは、スポーツへの参加や観戦を目的として、地域を訪れることにより地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむツーリズムスタイルのことをいいます。出発前にスポーツ用品やファッション関係のものを購入する、旅先でのイベントの参加や観戦など、通常の旅行以上に関連消費が期待されます。スポーツという新しい観光の切り口で、地域の誘客のターゲットを拡大することを目指します。このようにスポーツツーリズムについて具体的にお示しをいただきました。

我が町でも現在、スポーツツーリズムの事業の実施に向けて検討しているところでございます。大変有意義な研修となりました。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、南部箕蚊屋広域連合行政調査、景山浩君、お願いします。

9番、景山浩君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（景山 浩君） 9番、景山です。南部箕蚊屋広域連合の行政調査について報告をいたします。

行政調査は、10月3日、4日の2日間の日程で実施をされ、徳島県のみよし広域連合及び広域連合の構成市である三好市を視察いたしました。

1日目は、みよし広域連合を訪問し、広域連合における地域支援事業の実施状況と広域連合と構成町村との役割分担について説明を受けました。

地域支援事業については、平成29年度の総合事業への移行を機に、広域連合が実施することにより事業効果が発揮できるものを除き、構成市町に委託して実施されており、実際にかかった経費を負担金として支払っているとのことでした。

また、地域包括支援センターについても、平成29年度から各市町が運営する方式に変更され、

市、町が主体的に事業を実施できる体制となっておりました。

2日目には三好市を訪問し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを中心に説明を受けました。

三好市の地域包括支援センターは、地域包括支援センターの運営主体が広域連合から市に変更されるのを機に社会福祉協議会への委託から直営方式に変更され、長寿・障害福祉課内に属する一室という体制となっております。

特徴的な取り組みとしては、高齢者に対するさまざまなサービスを提供している店舗等の情報を掲載した「まごの手帳みよし」を作成されています。この手帳に掲載された店舗などは高齢者の見守り等に協力いただき、何か異変に気づいたときには地域包括支援センターにつないでいただくことで、地域の見守りネットワークの強化にも取り組んでおられました。

また、地域ケア会議を通じて市の地域包括ケアシステム構築方針を作成し、将来の予測と対策の方向性について関係者間で検討・共有されていました。

三好市では、地域包括ケアシステムのキャッチコピーを「つながろう三好」とし、地域とのつながりを意識した取り組みが進められていることなど、我々の広域連合でも参考になる話を聞くことができました。以上、報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、鳥取県町村議会女性議員研修会、真壁容子君、お願いします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 去る11月26日、鳥取県庁舎内で開催されました県町村議会女性議員懇談会の総会並びに研修会に出席してきましたので、報告いたします。

周知のごとく、県町村議会女性議員懇談会というのは県町村議長会が事務局を担っています。構成員は県内の町村の女性議員であり、今年度は10町村、19人で構成されています。

この日は、総会と2つの研修会がありました。研修会の一つは、「女性活躍と地方創生」と題して、鳥取県統轄監の高橋紀子さんの講演でした。2つ目は、「保育を取りまく情勢と幼保『無償化』の課題」と題しての鳥取の保育を考える会代表の石井由加利さんの講演でした。

「女性活躍と地方創生」では、県女性推進課がつくった鳥取県における女性活躍の取り組み状況の表やグラフをもとに話をしてくださいました。御本人が県職員でもあることから、県庁内の取り組みの経過の話がとりわけ印象的でした。

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合は、平成28年以降、鳥取県が第1位で、20.3%だということです。御本人は、働き始めた当初は、女性だけのお茶当番、深夜残業、女性は庶務が中心で、議会や予算のこともわからぬまま係長に登用されて苦労されている多くの女

性たちがいたということをお話されました。

この状況を変えてきたのは、20年前の片山知事の誕生、女性を庶務にするときは理由を付すこと。財政課の主計員に女性を配置すること。その後、受け継いだ平井知事は、ポストは人を育てるとの立場から、積極的に女性の登用を進めているとのことでした。とりわけトップの決意と育成する仕組みが大事とお話でした。

女性には、生活者の視点、共感する力、人と人をつなぐ力があると地域を回って感じられたと言っておられました。地方が抱える課題も、若者と同時に女性が活躍できる地域こそ魅力ある地域になるのではとお話で、女性陣は非常に元気をいただきました。

保育問題では、鳥取県の保育の現状を各自治体に行ったアンケート結果をもとにしての講演でした。どこの自治体も待機児童の解消、保育士不足とその根源にある保育士の待遇改善、保護者負担の軽減に苦労されている実態と、そのことが今回の無償化ではなかなか解決に至っていない現実の報告がありました。日本の公的保育の後退と市場化が進み、公的責任と保育の質の向上に向かえない現状があると痛感しました。

最後の総会では、この県町村議会女性議員懇談会として、今、当町の秦議長が会長ですが、県町村議長会に対し、この女性議員の研修会運営費の支援を願う要望書を全員一致で提出したいと決めたことを伝え、報告いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を、細田元教君、お願いします。

10番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 令和元年第2回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る11月28日に行われました。

その中で、昨年は広域連合及び市町村が利用する電算処理システム機械等の入れかえという大きな事務事業を行いました。データ移行等で業務に支障が生じることなく、円滑に新システムへの切りかえが行われております。

さて、人生100年時代を迎えると言われる中、健康寿命の延伸が国の重要な政策課題となっています。高齢者ができる限り健やかに過ごされる社会を目指し、本年5月、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための体制整備が示されました。広域連合におきましても、令和2年4月1日からの施行に向けて、広域計画に市町村との連携内容を定める必要があり、国の動向等を注視しながら、事業の実施主体である市町村と連携した取り組みが行われるよう、

具体的な事業内容について協議を進めているところであります。

また、本年度は、令和2年度、3年度の保険料率を決める年です。一体的事業を踏まえながら、国が示す各種数値等を参考に作業を進めております。引き続き、増加する医療費の適正化や保健事業に積極的に取り組み、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、安定的な運営と適切な事業執行に努めてまいりますということで、議案が第7号から第15号までございました。

議案第7号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについてでございます。今まで伯耆町長の森安保さんがやっておられましたが、10月31日に辞職されまして、その後に湯梨浜町長で鳥取県町村会長の宮脇正道さんが副連合長に選任されました。

議案第8号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、今まで磯江俊二さんがしておられましたが、引き続きまた磯江俊二さんに今後もしていただくという案件でございました。

続きまして、議案第9号、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及び承認についてでございます。これは平成29年度の医療給付費等、国、県負担金の最終決定により過払い分が増額変更となり、国、県へ償還金221万3,000円を増額するとともに、積み立てる予定としていた医療給付準備基金を減額するものでして、これを専決処分させていただきましたという案件でございます。それぞれ全員一致で承認されております。

議案第10号は、これも専決処分の分ですが、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてですが、これは30年度の療養給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養給付に要した確定費用より多かったため、3億8,597万4,000円を返納する必要が生じたために生じた専決処分でございます。全会一致で承認されました。

議案第11号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認についてでございます。これは議案第12号、次に出ます12号、医療給付についての損害賠償の請求に係る訴えの提起に係る訴訟弁護士料117万が生じたため増額補正を行うものでございまして、これも全員一致、承認されました。

議案第12号は、前回の11号に沿ってでございますが、これは後期高齢者医療給付についての損害賠償の請求に係る訴えの提起に関する専決処分の報告及び承認についてでございます。

この内容は、交通事故により発生した医療給付について、加害者である個人に対し、医療給

付を受けた被害者から取得した損害賠償請求権に基づき、医療給付費の損害賠償金を加害者に求償しましたが、応じなかったため、訴えによりその支払いを求めるものでして、被害者が国保加入中事故に遭い、療養期間中に後期高齢者医療の被保険者となったため、2つの保険者で同時に訴訟を起こしたものでございまして、全員一致でこれも承認されました。

これは、中身については、自賠責保険しか入っておられなく、任意保険入っておられなかったと、医療費が700万以上かかったので、その分が払えないということだった中身でございました。

議案第13号は、これは決算でございます。平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第14号は、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、監査委員の意見をつけて付議されましたが、両方とも認定されました。

議案第13号ですが、一般会計では、広域連合運営のための予算であり、歳入総額が5,746万4,000円、歳出総額が5,554万8,000円となり、191万6,000円の実質収支となっております。

特別会計は、826億2,020万3,000円に対して、歳出総額が806億8,280万4,000円で、差し引き額19億3,739万9,000円が実質収支となり、次年度に繰り越されております。全員一致で認定されました。

最後の議案第15号は、令和元年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)です。これは歳入歳出それぞれ15億8,794万7,000円を増額して、歳入歳出総額を835億6,917万1,000円とするものです。

この内容は、異動に伴う職員給与等の負担増が主なものでございます。

もう一つ大事なことは、今度、令和3年、4年の後期高齢保険料改定のことですが、基金を取り崩しまして、税率を構わず現状で行うということを確認いたしておりますということを報告いたします。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩をとります。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

日程第5 議案第67号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第67号、南部町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案について御説明申し上げます。議案第67号、南部町教育委員会教育長の任命について。

南部町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所を申し上げます。南部町東上1010番地。氏名、福田範史。生年月日は記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、南部町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

議案第67号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

休憩をとります。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

名前に間違いがありましたので、修正をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 失礼しました。先ほど福田教育長のお名前を福田「範史（のりふみ）」とお読みしましたが、「範史（のりひと）」の誤りでございます。「範史（のりひと）」で訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正のほうをよろしく願いいたします。

教育長、福田範史君が議場におられますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○教育長（福田 範史君） 失礼いたします。福田でございます。ただいま、御同意いただきました教育長という職、改めて職責の重さ、そして身が引き締まる思いであると同時に、皆様に御同意いただきましたことを本当にうれしく思うところでございます。

本町教育は、南部町が誕生して以来、人権教育を大黒柱に学校教育と社会教育を両輪に、子供たちの笑顔が町にあふれ、皆様が元気になるようなまちづくりをともに進んできたように思うところでございます。

本町では、保育園から、こども園から、そして小・中一貫教育を進める中でその子供たちの未来に向かって、高校生サークル、そして新☆青年団へとキャリア形成を進めているところでございます。そのような中で、本町教育行政はしっかりとその土台づくりというのを進めてまいりたいと思うところでございます。

一方、今の教育現場を見てみますと、本当に課題が山積しているというのもまた現実でございます。全国でもそうですし、やっぱり本町でもやはり、今議会でも御質問いただいておりますが、不登校の問題、そしていじめにつながるようなトラブル、問題行動、さまざま抱えているところでございます。あわせて、そういう部分では子供たちの人間関係というような部分もしっかりと見ていかないといけないというふうに思います。そのような中で、本町教育は地域の皆様と一緒に子供という宝を磨くということで、コミュニティスクールという仕組みで、学校、家庭、地域が1つになって、南部町の宝である未来を担う子供たちをしっかりと磨いていく、教育行政もその一翼を担わせていただきたいというところでございます。

少ない、短い言葉ではございますが、これから教育行政、3年間邁進してまいりたいと、誠心誠意全力をもって努めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。議員の皆様を初め、町民の皆様にもよろしく願い申し上げ、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） どうか頑張ってくださいよう、よろしく願いいたします。

続いて行きます。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第68号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。引き続きまして、議案第68号を御説明いたします。南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、米子市西福原4丁目8番の2。氏名、板真悟。生年月日は記載のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第68号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第68号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第69号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第69号、南部町公民館さいはく分館解体工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第69号でございます。議案書では3ページをごらんいただきたいと思います。南部町公民館さいはく分館解体工事に関する契約の締結について。

南部町公民館さいはく分館解体工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南部町公民館さいはく分館解体工事。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、5,830万円。契約の相手方は、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、株式会社ティール・エム・エス、代表取締役、別所一生。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回のこれは9月議会の補正にも上がってきたさいはく分館解体工事に関する契約だというふうに今、説明がありました。

そこでちょっとお聞きしますが、9月議会で補正があったんですね。2,000万以上の補正があって、全額七千幾らって説明があったのですが、それに間違いありません。確認です。

9月議会の補正では今回の解体工事というの幾ら上がってたんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。予算額のほうですが、7,242万円というふうになっております。当初予算の4,356万3,000円に、9月議会のほうで補正2,885万7,000円を計上させていただいた額というふうになっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどお聞きしたように、9月議会では7,242万円の金額だということで上がって、議会で通ったわけですね。

そこで質問なんですけれども、今回、先ほど入札の見積結果報告書というのが議会に出されておまして、それを見たら予定価格が5,852万ってなっているんですね。これはどういう計算方法で予定価格を、議会では7,242万の設計事務所が出した見積額なんだけれども、5,852万を予定価格としたのかという考え方を教えていただきたい、これは財政担当だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。予定価格ということですけども、設計額と予定価格というぐあいにあるわけですけども、予定価格は5,830万円ではなくて、入札結果（公表用）というもので町のホームページでも公開しておりますけども、本件につきましての予

定価格は5,852万円というぐあいになっております。設計額につきましての説明につきましては、担当部局のほうからお願いしたいと思いますが。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議会の皆さんに御承認した金額より安い金額での設計、さらには予定価格ということに、なぜかという御質問だろうと思っています。これは設計の中で、非常に、解体業務ということで、市場価格をとにかく調査してくれということを私のほうからも指示いたしました。その中で教育委員会のほうが数社の予定価格をもう一遍取り直しながら設計書を再設計した結果だというぐあいになっております。このあたりのところを、市場価格の調査が不十分だった中で予算を提案したということになろうと思いますので、改めてこのあたりのところは常に予算の中で市場価格の調査ということにもう少し努力をするようにということ職員の方にも指示していますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうなんです。ということは、前回出された4,630万の上に2,800万近く出てきたときに、議会はそれについてさんざん説明を聞いて、執行部の方に資料出してもらって聞いたわけですよ。そうでしたよね、御存じだと思うんですけども。出てきた金額を1,800万で、町長は安くなったことについて聞いてるんだって、安くなったからいいだろうじゃなくて、基本的に議会にかかってくる予算とはどういうものかということをごちゃごちゃと問うてるわけなんです。今回出てきたら、やっぱり20%ダウンしてるわけですね。これはおかしいなと思って見たら、やっぱり予定価格が下がってるからよね。予定価格が7,000万で、5,000万になるはずないのになと思ってたら、5,800万が予定価格となっていると。この市場価格というのは、町長、どう考えてますか。安いからいい、高いからではいいではなくて、公正な価格できちっと取引をしないといけないという立場ですよ。前回議会も、商工とも懇談してまいりました。出てくる中で、公共事業等についての、いわゆるたたくようなやり方があってはいけないということももちろん承知だと思うんです。そんなことあると思わないけれども、こういう議会に出てきた金額が2割も違った金額で、これが妥当な金額ですよって言われ

たらもう一回説明し直しなさいということになるんですよ。

それで、何回も聞いているように、あのときはアスベストとPCBが加算されたのでこういう金額になったと言ったんですね。今回は、PCBの金額は入っているけれども、業者に委託ですよというんだけど、その金額わからない状況で決まってるということなんですよ。この状況については、町長おっしゃったように、今後こういう事業があったときには設計事務所から数字が出てきても、それは町の独自の判断で市場調査して価格を決めるということですか。今後からはそういう価格を町議会に出してくるということになるわけですか。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、予定価格が20%落ちたということを言われましたが、そうではなくて設計価格を見直した。設計価格を見直した結果、設計額が下に落ちたところが一番大きな理由だろうと思っています。設計をする場合に、この建物を取り壊すときにどのぐらいのお金がかかるのかだとかということについては、多くは見積もりをとります。いわゆる鳥取県や公的な機関が単価を決めてるものでない部分が非常に多うございます。この見積価格をもう一遍検討してみてくださいないかということの結果、最終的に設計価格が安くなったということになろうと思っています。そのあたりのその設計の考え方、特に公定価格ではないもの、公定価格という表現が正しいかどうかわかりませんが、いわゆる鳥取県や国のほうが公表しているその価格ではないものについて、見積もりをとる、とらざるを得ない品物がたくさんありますけども、これについてはやはり市場の市場価格というものをどうやって捉えるかによって、大きく金額がぶれます。このあたりのところを今回、もう一回市場調査をしてくれということから、設計価格が下がったということだろうと思っています。御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、言ってることはどういうことかということ、設計事務所にお金出してるんですよ、町は。それもいいかげんなお金じゃないですよ。そういうプロがやったところが、お金が……。もうちょっと言いますよ。高いか安いかではなくて、その金額が本当に妥当かどうかということ、今度町は職員が市場調査したって、そしたら最初から町の職員やればよかったではないですか。そういうことを言ってるんですよ。違うことないと、そうでなければ、よく言われるように、従来から言われていました。予定価格、設計事務所等が価格をつくっても町のほうで幾らか下げて入札のときに出すんだということも事実なわけですか。そういうこと昔から言われてますよ。そういうこと聞いてるんです。

それで、本来そういうことがもう通常起っているのであればどうかということと、基本的な考え方聞いてるんですけど、町長が今おっしゃったのは、下げたのではなくて設計価格を見直したのは、設計事務所がやってきたものを町の職員が市場調査して見直したということですね。町の市場調査のほうが確かだということなんでしょう、そしたら。そういうことを言ってるんですよ。それが妥当なやり方かということ聞いてるんですよ。もしそうであれば、高いお金出してるんだから設計事務所にちゃんと市場調査してきてこういうことやれということ言うべきじゃないですか。それとも、公定価格を外した金額を出してこいと言ってるわけではないんでしょう。その考え方がわからないんですよ。

私たち議会とすれば、設計事務所が公定価格等々で適切なお金やったということを議会に説明してるんですよ、担当課が。その辺については、私は再度納得いく説明を、こういうときには町はどういうような考え方で予定価格を決めているのかということも含めて、今後説明してほしいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁結構です、同じこと。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁いいですね。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私、この議案第69号についてちょっと質問をさせてやってください。

このさいはく分館の解体工事の契約、これは全く反対するものではなく、できるだけ早く取り壊しをしていただいて、新しい複合施設を建ててほしいという気持ちはあります。ただ、町民の方からちょっと質問や意見をいただいたので、それに対して答弁をお願いしたいなというふうに思います。

まず、公民館の今までありました教室、クラブなどでさいはく分館を利用していた方、実際には4月から使えなくなった、そして6月からは完全に封鎖をされたということで、その後、きょうの締結に至ってるわけなんですけれど、まず、今まで利用していた方からは、4月から新しい場所でやってるんだけど、若干不便さもある。ならば、1カ月でも2カ月でもこの今まで使えなかった場所で教室やクラブ活動をしたかったというような意見が出ておりました。

あわせて、きょうの締結のことです。御存じのように10月1日から消費税というものが2%上がって10%になりました。このたびのこの締結の金額の中にはその10%分の消費税も入っているというふうに思います。執行部としてはなかなか、先ほどのいろいろな意見のやりとり聞

いてると、ここに至るまでが、多分いろいろな大変な事務仕事等々もあったというふうに感じているんですけど、やはりこの契約金額5,800万の2%という、100万円以上の消費税がふえているということになります。やはり町民の方からすれば、このお金はどうなんだ、この使い方はどうなんだ、早く締結を、契約を結んで早く壊して気候の悪くならないうちにもっと早くできなかったんだろうかというような意見も聞いております。そういったところについての執行部としての考え方、対応をまずは聞いてみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。1つ目の解体が遅くなった理由でございますが、経過から御説明しますと、今年度に入ってから詳細設計の必要があったということ、それからアスベスト検査が必要であるということがわかりました。6月にアスベスト調査を補正し、その後調査を実施したところ、アスベストのほうを確認をされました。それを設計加算し、設計事務所より、8月に金額が上がってまいりましたので、9月議会にて先ほど答弁をさせていただきましたように補正をさせていただきました。その後、11月に入札を行い、業者が確定し、12月からの着工というような予定になっております。その結果、6月から12月まで数カ月にわたり施設利用ができない期間があったということになります。

使いなれた場所がよいというような皆様のお気持ちというのは十分にわかりますが、公民館活動というものは年度初めから1年間にわたっての活動ということになりますので、年度途中の変更の利用または期間の短縮の変更というところは、利用される皆様にかえって混乱が生じるのではないかと、そのように考えまして公民館活動は4月から別施設での活動というところに変更させていただきました。

2点目の、早期に完成してればというようなところでございます。4月の時点ではもちろん、できれば10月までに解体を終えることができればというふうに事務局としても考えておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、今年度に入ってから解体の詳細設計が必要であったということ、それから法令上、アスベスト検査の必要があったために補正予算等を組まなければならなかった経緯、そして工期が少なくとも3カ月から4カ月はかかるというようなことを考えますと、9月末での完成というのは困難であったかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 9月末に完成をしてくれじゃなくて、きょう出てる議案を9月末で締結ができなかったか。ならば、要するに100万というお金が浮いてたのではないかなというところですよ。

あわせて、ここまでは町民の方の意見なんですけど、やはりそういったことを踏まえれば、早くにできるだけ締結をしていくような事務を進めていくというのが基本ではないかなというふうに思うんですけど、私思うのは、これ今度町長です。町長になられたときから臨時議会というのが私は余り開かれてない、そんな必要がなかったのかなというふうに思うんですけど、やはりそのための臨時議会という招集もあって、事業を少しでも早く進めていくということができたのではないかなというふうに思うんですが、町長としては臨時議会というものをどういうふうに捉えて対応してこれまで来られたんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。臨時議会は緊急的なものについて、これは招集するものだろうと町長として思っています。

この契約についてどう考えてるのかということで、あえて定例議会からさかのぼって入札等を執行するように今、指導しています。消費税の問題がありますけれども、消費税は9月でも7月でも、工期が完了した時点が10月以降になれば消費税は当然10%払わなくちゃいけませんので、その点については、工事については御理解いただきたいと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（8番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。1点お聞かせ願いたいと思うんですが、実は全協の中でもお話がありましたけれども、5,830万の中にはPCBは今回は含まれてなくて、町独自で処理をするというお話がありました。ですから、当初7,242万の設計の中には一度、一括でできるかもしれないけれども、実はそういう5,830万の中にはそれが含まれてないということですので、これは別に町独自でされるということなので、別の予算後、そこであるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。請負額のほうは5,830万円になっております。その中に現段階ではPCBの処分の費用も含まれております。ですので、今後PCBのほうは、この処分は町のほうが専門業者に委託発注するということで、こちらの今の請負額の5,830万円の中から後日こちらのほうは減額の変更をさせていただくというような形になります。以上でございます。

○議員（7番 仲田 司朗君） はい、わかりました。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（7番 仲田 司朗君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、南部町公民館さいはく分館解体工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第69号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第70号 から 日程第23 議案第85号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第8、議案第70号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第85号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてまでを一括して提案の説明を受けたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第70号から日程第23、議案第85号までを一括して提案説明といたします。

なお、説明されます方は、議案番号、議案項目について述べてから説明をしていただきますようによりしくお願いいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第70号でございます。南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地方公共団体における臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保等を目的とした

しました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するものでございます。

この条例では、フルタイム会計年度任用職員の給料、パートタイム会計年度任用職員の報酬、そしてそれぞれの職について支給の対象となる各種手当及びパートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めるほか、必要な事項について規定をするものでございます。

附則の第2項では、期末手当の算定に係る特例措置を設けております。これは従来から臨時及び非常勤として勤務していた職員で、勤務時間が週38時間以上の者については期末手当の額の算定に係る在職期間について、従来の勤務期間を通算するものとする特例措置でございます。

また、附則第3項では、改正法により特別職の非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴って、特別職非常勤とする職、会計年度任用職員へ移行する職の整理を行いまして、南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第71号でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴って、改正が必要となる関係条例について一括して整備するための条例を制定するものでございます。

内容ですが、12条立ての構成とさせていただいております。改正法による会計年度任用職員制度の創設に伴い、新たに必要となる規定を加える改正、それから既存の規定の内容を変更する改正、引用箇所の改正、そのほか文言の整理等を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第72号でございます。消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について。

次のとおり消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議

決を求めるものでございます。

これは消費税率の改定に伴いまして公の施設の使用料を定める関係条例を改正し、税率改定に対応しようとするものでございます。

内容ですが、24条立ての構成とさせていただきます。使用料改定の考え方といたしましては、前回消費税8%改定見直し時の考え方を踏まえ、原則として消費税率改定分の2%分を現行の使用料に転嫁し、10円単位で料金改定をするものでございます。

以上の原則のほか、バーベキューハウス及び森林公園野営場については、コスト等を考慮して使用料を増額することとし、いこい荘調理室については新たに使用料の設定を行うなどの改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和2年4月1日としております。

なお、改定後の使用料の適用については施行日以後の使用であって、施行日以後に支払うものについて適用することとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

次に、議案第73号でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

次のとおり成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、適正化を図る目的で関係する法律の改正が行われたことに伴って関係条例の整備に関する条例を制定して、法改正に対応しようとするものでございます。

内容ですが、9条立ての構成とさせていただきます。改正法により地方公務員法及び児童福祉法の一部が改正されており、これらを引用している関係条例の改正を行うもの。また、条例において欠格条項として成年被後見人を規定しているものを削る改正。その他用語の整理等を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

次に、議案第74号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは本年の人事院勧告の内容に準じて職員の勤勉手当及び給料表等を改正するものでございまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が臨時国会にて11月15日に可決したことを受けて、上程させていただくものでございます。

改正内容でございますが、まず給料表につきましては国に合わせて改定を行い、平成31年4月1日から遡及適用するものでございます。町としては平均0.15%の引き上げとなります。

また、勤勉手当の支給率について、今年度については12月に0.05月引き上げ、来年度からは6月と12月にそれぞれ現行よりも0.025月引き上げるものでございます。

さらに、住居手当につきまして国に準じて改正し、来年度から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第75号でございます。南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

次のとおり南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴って、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、国の基準に合わせて題名の改正を行うほか、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更。一部の保育事業について連携施設の確保義務を緩和、免除するなどの基準の緩和。さらには、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設等を行います。このほか、国の改正における用語の整理及び条ずれ等に対応する所要の改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第76号でございます。南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

次のとおり南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴って、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、国の基準に合わせて代替保育に係る連携施設の確保義務など基準の

緩和を行うほか、附則において規定されている自園調理に関する経過措置及び連携施設確保に関する経過措置の期間をそれぞれ5年間から10年間に延長するなどの改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第77号ですが、この議案第77号から議案第81号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございますが、10月30日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程をさせていただくものでございます。

それでは、議案第77号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、レストハウス、バーベキューハウス。指定管理者となる団体は、鴨部まこも友遊会。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

続きまして、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町森林総合利用促進施設。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

続きまして、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、両長田ふれあい会館。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

続きまして、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立東西町コミュニティセンター。指定管理者となる団体は、東西町地域振興協議会。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

次に、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民体育館。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。

午後3時17分休憩

午後3時35分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第82号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）からお願いいたします。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。予算書で説明をさせていただきます。

議案第82号

令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,861,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和元年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

そういたしますと、5ページをごらんいただきたいと思います。5ページにつきましては、債

務負担行為の補正でございます。1、追加についてです。全て指定管理に係るものでございます。期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日となります。レストハウス・バーベキューハウス指定管理料209万4,000円、南部町森林総合利用促進施設指定管理料1,288万8,000円、両長田ふれあい会館指定管理料252万2,000円、南部町立東西町コミュニティセンター指定管理料327万円、南部町民体育館指定管理料1,042万2,000円。合計いたしますと3,119万6,000円となります。

6ページをごらんください。地方債補正です。まず、追加についてです。起債の目的、農村地域防災減災事業、限度額1,210万円。農地補助災害復旧事業、限度額190万円。農業用施設補助災害復旧事業、限度額180万円。公共土木施設（道路）補助災害復旧事業、限度額760万円。公共土木施設（道路）単独災害復旧事業、限度額720万円です。いずれの起債につきましても、起債の方法は証書借り入れとなります。利率、償還方法は記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。7ページをごらんください。起債の目的、道路整備事業、諸木丸山、奥絹屋線でございます。限度額4,060万円を4,180万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還方法はお読み取りをいただきたいと思えます。

続いて、廃止でございます。起債の目的、農村地域防災減災事業、ため池の浅井地区のものであります。公共事業等債から起債条件のよい防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更することによる廃止となります。また、非常用発電整備事業につきましては、事業の見直しにより令和2年度に事業年度を変更するものといたします。

次に、歳出予算から御説明をいたします。12ページをごらんください。主なものを御説明をいたします。人件費に関するものにつきましては、さきの人事院勧告に伴う給料改定によるものです。後ほど給与費明細書について御説明をいたしたいと思えます。

2款総務費、1項総務管理費、9目企画費でございます。120万円を増額し、3億9,896万4,000円とするものです。これは鳥取県西部地域企業立地促進事業補助金の件数の増によるものでございます。

13目諸費です。938万7,000円増額し、8,673万1,000円とするものでございます。これは福祉事務所、それから教育委員会、子育て支援課の前年度の補助金の額の確定による償還金となります。

14ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、7目少子化対策費です。30万7,000円を減額し、2,893万5,000円とするものでございます。これは私立幼稚園就園助成事業の実績及び10月1日から幼児教育無償化の開始による減というものでございます。

同じく民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。948万8,000円を増額し、3,308万2,000円とするものでございます。児童措置事務費につきましては広域入所の増によるもの、幼児教育・保育無償化事業につきましては町外の認可外保育所や私学幼稚園に係る経費補助及び副食費の補助、障がい児通所支援事業につきましては通所者の増を見込んだものでございます。

15ページをお願いします。4目ひとり親家庭福祉費です。68万6,000円増額し、5,594万円とするものでございます。これは入学支度金を入学前の年度に支給するためのものと、それから医療費の給付が、増額が見込まれるといったものでございます。

16ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。129万6,000円増額し、1億3,918万円とするものでございます。これは汗かく農業者支援事業の申請件数の増によるもの、中山間地域等直接支払推進事業での協定面積の拡充による補助金の増額等によるものとなります。

同じく9目農地費です。395万円増額し、3,730万1,000円とするものです。これは農業基盤整備事業の測量設計委託費が主なものとなります。

17ページをごらんください。6款商工費、1項商工費、2目観光費でございます。398万7,000円減額し、2,495万2,000円とするものでございます。これにつきましては観光事業のための地域おこし協力隊の募集に対する応募がなかったことによる減額となります。

18ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。190万円減額し、1億3,614万1,000円とするものです。町道諸木丸山線改良事業については丸山地内の側溝関係で600万円の増、橋梁長寿命化改修事業では計画見直しによる780万円の減額などとなります。

19ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、3目災害対策費です。6,974万3,000円を減額し、996万4,000円とするものでございます。これにつきましては当初予算でお認めいただきました法勝寺庁舎への非常用発電設備の計画を見直しまして、本年度につきましては基本設計を行いましてより有効な整備を行うこととして、次年度に整備を行うこととしたため、大幅な減額といたしました。また、旅費につきましては、台風19号での災害派遣として長野県飯山市へ職員を派遣した旅費の増額分となります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。113万7,000円増額し、1億2,687万9,000円とするものです。これは主に児童生徒就学援助・奨励事業の対象の増加による扶助費の増となります。

21ページをお願いします。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費でございます。349万9,000円、それから2目農業用施設災害復旧費399万9,000円、それから4目農地等小災害復旧費51万円それぞれ増額し、合計869万5,000円とするものでございます。これにつきましては9月10日の豪雨による災害復旧によるものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。9ページをお願いします。主なものについて御説明をいたします。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金でございます。67万5,000円増額し、314万7,000円とするものです。これは9月豪雨の災害復旧に要する経費の地元負担分となります。

続いて、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金です。483万1,000円を増額し、4億901万3,000円とするものです。これは障害児通所給付費及び子ども・子育て関係の国の負担分となります。

同じく3目災害復旧費国庫負担金は、1,534万1,000円を増額いたします。

10ページです。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。4,296万7,000円増額し、2億2,505万7,000円とするものです。これは先ほどの障害児通所給付費及び子ども・子育て関係の県の負担分ということになります。

同じく2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は324万8,000円増額し、1億6,325万4,000円とするものです。農業施策への県の補助分ということになっています。

また、7目災害復旧費県補助金は262万5,000円増額いたします。災害復旧費に係る県の補助金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。3,670万円減額し、6,330万円とするものでございます。これにつきましては予算調整によりまして繰入金を減額するものでございます。

21款町債、1項町債、2目農林水産業債で130万円、同じく3目土木費で120万円、8目災害復旧事業債で1,850万円増額し、4目消防債で5,790万円を減額するため、合計いたしますと3億4,260万円となります。消防債の減額は非常用発電設備の影響によるものでございます。

次に、22ページをごらんください。22ページにつきましては、給与費の明細書をつけております。特別職の給与費、共済費の比較です。給与費は468万7,000円の減となります。

次に、23ページです。一般職の給与費についてでございます。冒頭申し上げましたけれども、

本年度の人事院勧告に伴い、給与のベースアップ及び職員手当の増額分ということになります。給与費と共済費の合計では168万3,000円の増額となります。手当の内訳につきましてはお読み取りをいただきたいと思ひます。

24ページには給料及び職員手当の増減額の明細を示していますので、お読み取りをいただきたいと思ひます。

25ページに参ります。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込み額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして60億6,918万1,000円となります。

私のほうからは以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第83号。

町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。それでは、予算書をごらんいただき説明させていただきます。1ページ目をごらんください。

議案第83号

令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,396,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和元年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

4ページの歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。31万1,000円を増額し、1,159万3,000円とするものでございます。これはコクホ・ラインシステムの委託料と備品購入費でございます。

6 款保健事業費、2 項保健事業費、1 目保健施設普及費、2 0 0 万円を増額し、6 1 9 万円とするものでございます。人間ドックの委託料の増でございます。

次に、歳入でございます。同じく4 ページ上段をごらんください。9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、2 3 1 万 1, 0 0 0 円を増額し、4 4 5 万 2, 0 0 0 円とするもので、これは前年度繰越金でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第 8 4 号。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第 8 4 号、水道事業会計の補正予算を御説明いたします。予算書をお願いいたします。

1 ページです。議案第 8 4 号、令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

総則。第 1 条、令和元年度南部町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、令和元年度南部町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。今回の補正は組み替え流用しておりますので、補正予定額はゼロ円というぐあい、総額に変わりはないものでございます。

支出です。第 1 款水道事業費用、既決予定額 2 億 2, 0 7 6 万 4, 0 0 0 円、補正予定額はゼロ円、計で 2 億 2, 0 7 6 万 4, 0 0 0 円でございます。

第 1 項営業費用、1 億 9, 6 9 3 万 2, 0 0 0 円を、ゼロ円の補正になりまして、計 1 億 9, 6 9 6 万 2, 0 0 0 円です。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第 3 条、予算第 8 条中「4 6 5 万 2, 0 0 0 円」を「5 8 9 万 1, 0 0 0 円」に改める。

それでは、2 ページをお開きください。令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画でございます。

収益的収入及び支出。支出。1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費です。1 2 3 万 9, 0 0 0 円を減額しまして、4, 2 0 4 万 2, 0 0 0 円とするものです。

4 目総係費です。1 2 3 万 9, 0 0 0 円を増額しまして、2, 5 7 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。人事異動に伴う人件費の増減によるものとなっております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。こちらは給与費明細書を載せております。当初ど

おり職員1名分のものになります。

続きまして、5ページをお開きください。令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）明細書を載せております。2ページの実施計画のとおり職員の人件費につきまして、原水及び浄水費と総係費の組み替え流用となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第85号。

副町長、松田繁君。（「議長、ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後3時56分休憩

午後3時57分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。先ほどの予算説明の訂正をお願いいたします。予算書の1ページ目でございます。第1項営業費用のところでは、合計額を1億9,693万2,000円。「96万2,000円」と書いてございますが、「93万2,000円」と訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正をしていただきますようによろしく願いいたします。

続いて行きます。

議案第85号。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案85号でございます。議案書のほうの78ページからでございます。議案第85号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について。

次のとおり鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに改正内容入れておりますけれども、これは会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、当審査会の事務を補助する職員のうち、非常勤特別職の職員を会計年度任用職員に変更するため、審査会共同設置規約を変更するものでございます。

変更規約の施行は、令和2年4月1日となっております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、会議規則54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行っていただきますようお願いいたします。

また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。（「総括質疑だけ」と呼ぶ者あり）そうです、総括質疑です。

議案第70号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第70号の会計年度任用職員の条例の制定について、町長にお聞きいたします。

今回、全員協議会を通じてパンフレットでこの会計任用制度の中身をお聞きしてきたところです。この問題点は、会計年度任用職員の制度は、南部町でいえばこれまでであった非常勤ですね。一般職等、また、パート職員等の一定の改善にはなると思うんですけども、御存じのようにこの会計年度任用制度というのは、導入されるということは、地方自治体で働く職員の中に今まで、昔、現業職とかあったところを、同じ職場の中で差があったらいけないといって改善されてきた経過もあるわけです。新たにこの制度を導入するということは、同じ自治体職場に2つの異なったいわゆる給与基準を設けることになるのではないかという批判があるわけですね。

今回、聞いていて思いました疑問は、町長、これは会計年度任用職員ですから、いわゆる半年経過して1年限りで新たに採用して、それも条件、いわゆる新人のときは試験的採用みたいにありますよね。そういうことを繰り返しながらやっていくわけですよ。本来であれば労働基準法や労働法でいえば、日本の制度というのは、雇用というのは定めのない、任期のない雇用というのが、これは憲法上も言われてるわけですね。そこから見たときに、この制度を使えば何年間も、必要であったら1年ごとであるけれども、継続して同じ人が働くということも考えられるわけですよ。ということは、未来永劫にこの会計年度任用職員制度をつくったときには、そこについて言えば、任用されて新しい職があるたびに続くけれども、待遇は会計年度任用職員だということが未来永劫に続くということになるわけですね。だからこそ、今回の条例でも何号給までですか、当初14万から始まって93号給までいっても10万ちょっとしか上がらない、24万7,600円で打ち切っている、こういう制度なわけですね。

それを町長、南部町で使用した場合、このA3で示されたんですけど、問題は、私は38時間非常勤の方がフルタイム会計年度任用職員に43名がなっていくという、ここでわかりやすんで

すけども、この中には一般事務員や保育士や調理師、図書司書等、どう考えても南部町では臨時的任用と言えない通常の中での勤務をしてる職員がほとんどではないかと思うんですよ。今後採用するときにはどのように色分けして一般職員と会計年度任用職員とを分けていくつもりなんですか。そこをお聞きしたいんです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回の人事院勧告で国は制度を大幅に改正して、会計年度任用職員という制度を新たにしました。これまでのパート労働者であったり、それから非常勤職員であったり、一定のボーナス等が出ない状況だったものがこれによって対応できるということで、私は一定の評価はできていると思っています。

一方で、やはり公務員の中では定数の問題であったり、いろいろな枠というのがあると思っています。今、議員がおっしゃられたように、現場等では非常に多くの、特に保育園等では多くの皆さんが38時間非常勤職員として現場を持っていただいているということも同じだと思っています。今やっていますのは、担任職員をとにかく正規職員でやるんだというところでおりますけれども、この公務員という立場が今度はできるということでございますので、今一段とした現場での対応ということも可能になるのではないかと考えていますが、正規職員としてどうするのか、これはやはり欠員補充という部分で対応するしかいたし方ないだろうと思っています。

それは何やるのかというと、将来の人口の減少に合わせた職員体制というものは一気にはできません。したがって、今、南部町では50歳代、これは一般職ですけども、50歳代が非常に職員の人数が薄い世代でございます。40代は極めて多い世代です。40代が今度退職するときに一気にということをしてしまうと、また次の世代に大きな影響を与えますので、50代の部分で一定の職員を採用しつつ40代の大きな減少に備えたいと思っています。これは先ほど言いました保育現場でも同じでございます。

そういう今ここで人員をどうするのかというものではなくて、やはり職員の定数というのは少し長いスパンで職員を採用する計画を組みながら、さらには、これは町民の皆さんの税で負担していかなくちゃいけない項目でございますので、できる限りの人数は業務として確保しつつも、できれば最小値で最大の効果を上げるというのが自治の使命だというぐあいに思っていますので、現在の定数というものを大切にしながら、人口減少社会に備えていきたい、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 最小値で最大の効果というのは、公務員の人員等のことに適切な

のかどうかということは、私ちょっと疑問持つのはそれちょっと置いておきまして、町長、ということ、今後も同じようにこの会計年度任用職員を今までやってきた38時間の非常勤職員と同じような位置づけで行っていきたいというふうに、今、受け取ったわけなんです。確かに待遇は、会計年度任用職員の制度は、全国的に公務員が合併等で減る中で、どこの自治体も本当に苦勞に苦勞を重ねていろんな制度つくってきたのが、ややこしくなってるし、おかしくなってるから統一しようということを出てきたと思うんです。一定の面は反映してると思うんです、確かに。期末手当も出るし、各種手当も出ますからね。

ただ、これを見た場合、そしたら町長、例えば保育士の方が、若い人が来て南部町で保育士になりたいと言ったときに、採用試験があったとしますよ。採用試験で何名採用するのかわからないから、通るかわからないというので受けます。ふたあけたら、町長がよく言うように試験したけども人が通ってこなかった。そのときにこの募集をかけるわけですか。どういう位置づけになるわけですか。

私は、少なくともこれが会計年度任用職員として、このような公務のあり方を保障していく以上は、やはりその年度にある前にきちんとした雇用計画を出していかなといけんと思うんですよ。そうでなければ、今の話聞いて安全弁のような形で、人口減に伴う中で、ここの任用職員を上手に使ってしのごうかということになりかねんのですよ。言ってみたら上のほうに正規職員がおって、下のほうで安全弁として使っていくというようなやり方では、私はいけないと思うんですよ。それなりの理由があって会計年度任用職員として採用するのだということにならんといけんと思うんです。その点についていえば、今後、一般事務員の19名もそうです。

これは1つの課を出して申しわけないですけども、議会の中での聞き取りなんかでは、税務課なんかでは税の滞納をしていく方々は、これ正規職員でなければなかなか吏員として認められないということもあるというふうに聞いております。聞くにつれて、場所によっては職員が足りていないというのが現状だと思うんですよ。それをどういうふうに是正していきながら会計任用制度を使って持っていくのかということを示していただきたいと思うんです。どうでしょうか。決して安全弁使ったようなやり方では働くほうも意欲は出ないし、納得いかないのではないかなと思うんですけど、その点、お聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一気に全てが解決するわけではありませんが、長い目で見れば嘱託職員という地方公務員上ルールがない中で、長い間そういう嘱託として勤めておられた方がおられたと。それをきちんとした制度上で評価をするということで、非常勤職員制度

38時間というものを設けました。そして今、働き方改革または同一労働同一賃金という枠の中で、会計年度任用職員という制度が国主導で生まれたわけでごさいます、真壁議員がおっしゃるように定数というものを考えた場合に、人口がふえていく場合には非常に簡単なんです。

しかし、明らかにこの人口が減っていく中で、定数をどのように管理し運営するかというのは非常に難しいところです。決してこの人たちをクッションとするような気持ちはさらさらごさいませんけれども、長いスパンで見た人事管理というのは非常に重要だと思っています。そうしなければ、多くの職員を将来削減しなければならないというような極めて厳しい環境も生まれるかもしれません。そういうことがないように常に人事の定数というものに目を向けながら採用していかなくちゃいけないと思っています。もちろん、保育士であっても、それから他の専門職であっても、必要な部署には必要な人数を定数として採用していくということは大事なことだと思っていますけれども、将来の人口減というもので一定の限界があるということは御理解いただきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の答弁聞いてて心配するのは、確かに会計年度任用職員の制度は、今まで、一定の前進面あると思うんですけども、町長今おっしゃったように同一労働同一賃金をする立場のようなものじゃないんだということの、その認識どうですか。公務現場の中に同じように働いてるとこに新たな給与法を持ち込んだというのは、これ、それも未来永劫持ち込んだ。今までは38時間職員についても議会で、これは本当だったら5年働いたら正規雇用にしなさいといけないんじゃないかというようなことを超えて、会計年度任用で雇ったら何年も雇用できるということ言ってるんですよ。もしかしたら私は、長い目で見たら、どこだかの公務労働現場から、憲法に照らして違反ではないかという訴訟も起こりかねんというふうに、これ見たとき考えたんですね。その認識はやっぱり共有しておくべきではないでしょうか。

決して満足いくものではないということと、もう一つ考えていただきたいのは、首長ですから町の将来や人口減に備えた取り組みも大事でしょうけども、人の一生というのはそのときなんです。働いて、40年間働こうとすれば、その方が40年間正規雇用で、それ同等の退職金や年金をもらえるのか、それとも半額以下で、半額同等で同じように仕事してきたのに、そういう給料で、退職金も出ずに年金も違う、こういうようなことあってはいけないという立場に私たちは立てるかということじゃないかと思うんですよ。そのときに、決して町の将来のことを置いて、そのような不公平や差別のこと許していいという立場に立ったらいけないのではないかという自覚が要ると思いませんか。決してこれは十分なものではない。そういう意味でいえば、少なくて

も、是正するために必要な一般事務職員や保育士や調理師は、全部一遍にしろとは言わない。ただ、少なくともそこを是正していくために、会計年度任用職員、長いこと働いてこられた方々も試験に受けれるような体制をつくって、正規職員をふやしていくということを考えていくべきではないかという点について、最後お伺いしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員のおっしゃることはまことにそのとおりだと思います。ただ、私は、住民の皆さんから税を預かって、職員の皆さんに最大の努力をしていただく、その環境を与える立場の中で、無尽蔵に、または要るからといって定数を変えてふやしていく一方のことができないわけです。ただ、終身雇用を前提とした正規職員と、1年雇用を前提とした今回の会計年度任用職員の単価というものについては、まだまだ課題があると思います。期間が短いのであれば、もっと高い時間当たりの給与換算は、または1日当たりの換算は諸外国のような考え方があってしかるべきだと思いますけども、そこにはやはり国の一定の関与であったり、そういう制度改正と、今回の人事院勧告のような大きな制度改正がなければ、一単独町がそのような思い切った方向というのに踏み切れないということも御理解いただきたい、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第71号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第72号、消費税及び地方消費税の税率改定等に伴う使用料の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きいたします。細かいことについては委員会でお聞きいたします。

膨大な資料で、条例改正、私は改正じゃなくて改悪だと思ってるんですけども、消費税の8%から10%になるについての使用料等の値上げ案が出てきたんですよ。町長、これで総務省は消費税が円滑かつ適正に転嫁されるようにということを求めてきているということですけども、円

滑かつ適正に使用する側に転嫁いたしました。入ってくるお金というのはこんなにたくさん条例使って、人も使ってやってどれぐらいの財政効果があるわけですか。それを何に使うんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。財政効果というところですが、今回の消費税のアップに伴って使用料のアップをすることがございますけれども、単純に前の消費税のときの利用料と使用料と今回の増税後の使用料、利用料の差額掛ける利用数というところでのものはある程度出るというふうに思いますけれども、実際その多くが減免されている状況がございますので、一概にはこんだけのものが利用料収入で、使用料の収入でアップしますということは、いささか明言はできないかなというふうに思っています。

それから、その消費税のアップ分について収入が少なくなることはないかなというふうに思いますが、利用率によってアップした部分については、やはり地方自治体としては消費税を納付することはないんですけれども、例えば維持管理に係るところの委託料であったりというところで消費税かかってまいりますので、そういったところの維持管理分として充てるのが妥当かなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、先ほどの課長の答弁をお聞きになってどんなふうにお感じですか。恐らく町とすれば、国が10%にしたから地方自治体もそれに合わせないといけないと。私は、もうそれだけでやってるんだなというふうに思うんですよ。大して、先ほどおっしゃったように減免することがほとんどで、このことによる財政効果の影響ってそんなにないと思うし、おっしゃったように地方自治体は納税団体ではないわけですよ。

そこで町長、例えばこの10月に消費税が出たんですけど、この間の商工会で御一緒させてもらいましたよね。懇談会しましたけども、あれにとった、プレミアム付商品券や低所得者に対する商品券等についてでも、あんまりいい反応ではなかったですよ。今回ずっと10月、11月の経済財政指標というの、全国的にほとんど悪くなっているわけですよ。この上に今度は20兆円のばらまきをするわけでしょ、また。これはNHKで意見求められた方も、ばらまきで今度の財政が破綻してしまうんじゃないかということ言ってるわけですよ。そういうふうに、町長は国の言い分を聞かないということわかりますけども、これ長く続くと思わないと思いませんか。この10%がどうなるかということを見たときに、非常に負担増と、オリンピック済んだら景気が悪化してくるんですよ。その中で、私は地方自治体がそれほど効果もないのに、国の言いなりどおりに消費税をこんなに条例使って議会に出してするようなことはやめたほうがいいんじゃない

いかと町長に言いたいと思うんですよ。いかがですか。全国的には、今回消費税を見送ってる自治体もあるわけですよ。そういうことをもう今出してますけども、全く、この仕事も煩雑になるし、大変なことだと思いませんか。私は、この消費税の増税分を転嫁することは避けるべきだと思うんですけど、どんなようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。総務課長が先ほど言いましたけれども、やはりその公の施設を利用される人とされない人、仮にそれが特別に免除ということがあったとしても、条例上は使う人に義務を課す、いわゆる利用された人には利用料金が発生すると。そういう原理原則の部分でございますので、これはやはり御理解いただきたいと思います。使われない人が使う人の税負担をするというようなことがないように、使われた方が一定の費用を負担するというのは、やはり私たちがみんなで暮らす中では、持続可能な世界をつくって維持していくためには重要なことだと思いますので、これ私は一定必要だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけない。委員会で結構です。何回も言いますが、消費税を上げると言ってるんですよ。どんだけの効果があるのか数字で出してください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、議案第73号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第74号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第75号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第76号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について、レストハウス・バーベキューハウスです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について、森林総合利用促進施設です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について、両長田ふれあい会館です。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について、これは東西町コミュニティセンターです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について、町民体育館です。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第82号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第3号）です。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません、町長にお聞きします。予算書の10ページの歳入のところで県負担金のところ、1目の民生費県負担金のところですけども、4節で児童福祉費負担金4,296万7,000円のうち、幼児教育・保育無償化に伴う臨時交付金が4,055万1,000円と大半を占めています。今回補正で上がってきました。これは県からの負担金ですけども、この保育の無償化に伴って出てくる臨時交付金だというふうに解釈していいわけですね。そうですね。ということは、来年度ですね、町長、うちの町は先ほど全協の中で、来年度の保育無償化の問題といわゆる副食費用でどうするのかという点では、引き続きこれを事業進めていくということを担当課から聞いてきたところですけども、来年度の保育無償化の財源については、国は明らかにしてないわけですよ。例えば臨時的に交付金出すとかいうようにしてないんですけども、このことについて町長は国に対して意見をおっしゃってるのでしょうか。

少なくともこの無償化というのは国が決めてきたわけですよ。だとすれば、国がそれに伴う無償化の財源をわかるように出してくるのが普通であって、交付税の中に入れてたかではなかなかわかりませんよね。そういう点でいえば、私は、どこの市町村長も、県知事も一緒になって、この分については国がきちっと明確に区別して出せということ言っていくべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。この無償化のことについて今の財源を明確に、交付税の中に絡ませてわからなくするなというような要望は町村会の中でもしてないと思います。これは明らかにこの数字的なものは、私はわかる要素が出てくるんじゃないかと思っています。ただ、現実にはどのぐらいのお金が入ってくるのかというのは、ことし、それから来年の金額を見ながら、実際に私どもが試算した数字と実際に入ってくる数字を見ながら、いろいろな対策を練っていかなくちゃいけないだろうと思っています。少し静観をしたいというぐあいに私は思っています。

また、今、金額のことを言われましたけども、実際に歳入がどういう形で入ってきてというところの詳細、私も理解していませんので、また担当者のほうから聞いていただきたいと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は、今後、この無償化に伴う国からのお金が明らかになるだろうと言うんですけども、私立等については明確にわかんと思うんですけども、今まで入ってきた資料を見る限りでは、公立、町立保育所等についたら明確にできるのはなくて、どこに丸めてくるかわからないというのが現状なんですよね。そこは私立があるところはともかくとして、う

ちはほとんど町ですよ。となれば、これはきちっとわかるように出していただきたい。要は国がちゃんと言った以上、ちゃんとしてくる明らかにしろということを書いてほしいんですわ。そうじゃなければ、無償化ですから、例えば町がその負担増になることであつたりとかいうことはおかしいわけですよ。そこはきちっと書いていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁はいいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） 言うって言うもんね、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁、町長ありますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。各自治体首長、非常に気にしている項目ですので、実態を1年間じっくり見てみようというところで皆さんと別れてますので、この入ってくる金額について集中して見ていきたいと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第83号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第84号、令和元年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第85号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

また、来週9日は、定刻9時からですが、一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしくお願いいたします。長時間大変御苦労さんでした。

午後4時29分散会
